

平成 30 年 9 月 6 日 03 時 08 分頃の胆振地方中東部の地震に伴う
土砂災害警戒情報発表基準の暫定的な運用について

平成 30 年 9 月 6 日 03 時 08 分頃の胆振地方中東部の地震による地盤の緩みを考慮し、揺れの大きかった市町について、土砂災害警戒情報の発表基準を引き下げて運用します。

平成 30 年 9 月 6 日 03 時 08 分頃の胆振地方中東部の地震により、北海道で最大震度 6 強を観測しました。

北海道の揺れの大きかった地域では、地盤が脆弱になっている可能性が高いため、雨による土砂災害の危険性が通常より高まっていると考えられます。

このため、震度 5 強以上を観測した、または震度 5 強以上と推定される市町については、通常よりも警戒を高めるため、当分の間、北海道と各気象台が共同で発表する土砂災害警戒情報の発表基準を、通常基準より引き下げた暫定基準を設けて運用します。

通常基準の 7 割の暫定基準を設ける市町（震度 6 弱以上）

千歳市、安平町、厚真町※、むかわ町※

通常基準の 8 割の暫定基準を設ける市町（震度 5 強）

札幌市、苫小牧市、江別市、三笠市、恵庭市、長沼町、新ひだか町、日高町門別※、平取町※、新冠町※

※これらの町については、推計震度分布に基づき、暫定基準を設けます。

なお、引き続き地震後の降雨と土砂災害の関係を調査し、必要に応じて暫定基準を変更します。

問い合わせ先	
国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課地震・火山砂防室	
企画専門官	松下 一樹（内線 36-152）
代表	03-5253-8111 直通 03-5253-8468
F A X	03-5253-1610
気象庁予報部予報課気象防災推進室	
土砂災害気象官	吉松 雅行（内線 3189）
代表	03-3212-8341 F A X 03-3211-8303